



報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 2 7 日
名取市健康福祉部保険年金課

国民健康保険税督促状の誤送付について

令和 7 年度国民健康保険税第 2 期督促状（以下、「督促状」という。）を送付したところ、その一部の方について、納付する必要がない納税義務者の方に誤って督促状を送付していたことが判明しました。

誤って督促状が送付された納税義務者の皆様に、多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 対象者数

1 6 名分（内、納付済 3 名）

2 経過

督促状を 6 月 2 0 日に送付したところ、受け取った納税義務者の方から納める必要がない分の督促状が届いたとの連絡が 6 月 2 5 日（水）にあり判明したものです。

3 原因

令和 7 年 4 月 3 0 日までに社会保険加入等により、世帯全員が国民健康保険を脱退した納税義務者の方は、令和 7 年度国民健康保険税の納付が必要なくなります。

今回、令和 7 年 5 月 2 1 日から 6 月 1 8 日までに上記事由の届出をした納税義務者について、督促状を作成する前にすべき税額変更の更新作業に誤りがあり、データが反映されない状態のまま督促状を作成したことによるものです。

4 今後の対応

対象の納税義務者の方に対して、お詫びの文書を送付するとともに、税額変更の更新作業の処理状況を複数人の職員によるチェック体制に強化し、再発防止に努めます。

既に納付をされた方には、国民健康保険税の還付の手続きを行います。

山田司郎 名取市長 コメント

このたびは、税務行政の信頼を損ないご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。更新作業については複数人で行うなど徹底を図り、今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】

名取市健康福祉部保険年金課 課長 太田（内線 1 2 0）

TEL : 022-384-2111 FAX : 022-384-2175

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。